

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年9月14日
【会社名】	株式会社イタミアート
【英訳名】	itamiarts inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊丹 一晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岡山市南区新保660-15
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長伊丹一晃は、当社の第28期中（自2026年2月1日 至2026年7月31日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。